

令和 2 年度指導監査（検査）結果報告書における 保育所、保育施設等について

1 指導検査実施の経緯

平成 27 年度開始の「子ども・子育て支援新制度」により、保育施設の適正な運営を維持するための指導検査及び勧告・命令、処分の権限が市区町村に付与された。

大田区では各保育施設の指導検査を平成 28 年 9 月から実施している。

2 報告書のねらい

- ・保育施設や運営事業者における問題の早期発見と自主的な改善の取組みを促す。
- ・保育施設や運営事業者が抱える課題や、区の取組みを区民にお知らせし、保育に対する一層の理解を図る。

3 令和 2 年度の指導検査実施状況

令和 2 年度は、全 169 施設の 23.1%に当たる 39 施設に対して検査を実施した。新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言発令中の実地検査を取りやめたため、平成 30 年度の 54.6%、令和元年度の 58.4%と比較し、実施率が大幅に減少した。

（対象施設数：令和 2 年 4 月 1 日時点）

種 別	対象施設数 (a)	検査数 (b)	(b)のうち文 書指摘施設数	実施率 (b/a)
私立認可保育所	137	27	19	19.7%
小規模保育所	25	11	7	44.0%
事業所内保育所	3	0	0	0.0%
定期利用保育室	4	1	1	25.0%
計	169	39	27	23.1%

4 新型コロナウイルス感染症対策

緊急事態宣言発令期間中は、実地検査を取りやめ、代わりに認可保育所、小規模・事業所内保育所に対して書面審査を実施し、不適切な取り扱いが認められた事業者に対して、改善を求めた。

5 公表・活用方法

- (1) 区ホームページに掲載する。
- (2) 保育サービス事業者等への指導検査や、集団指導にて活用する。

令和2年度

社会福祉法人・福祉サービス事業者等
指導監査（検査）結果報告書（抜粋）

令和3年 10月

大田区

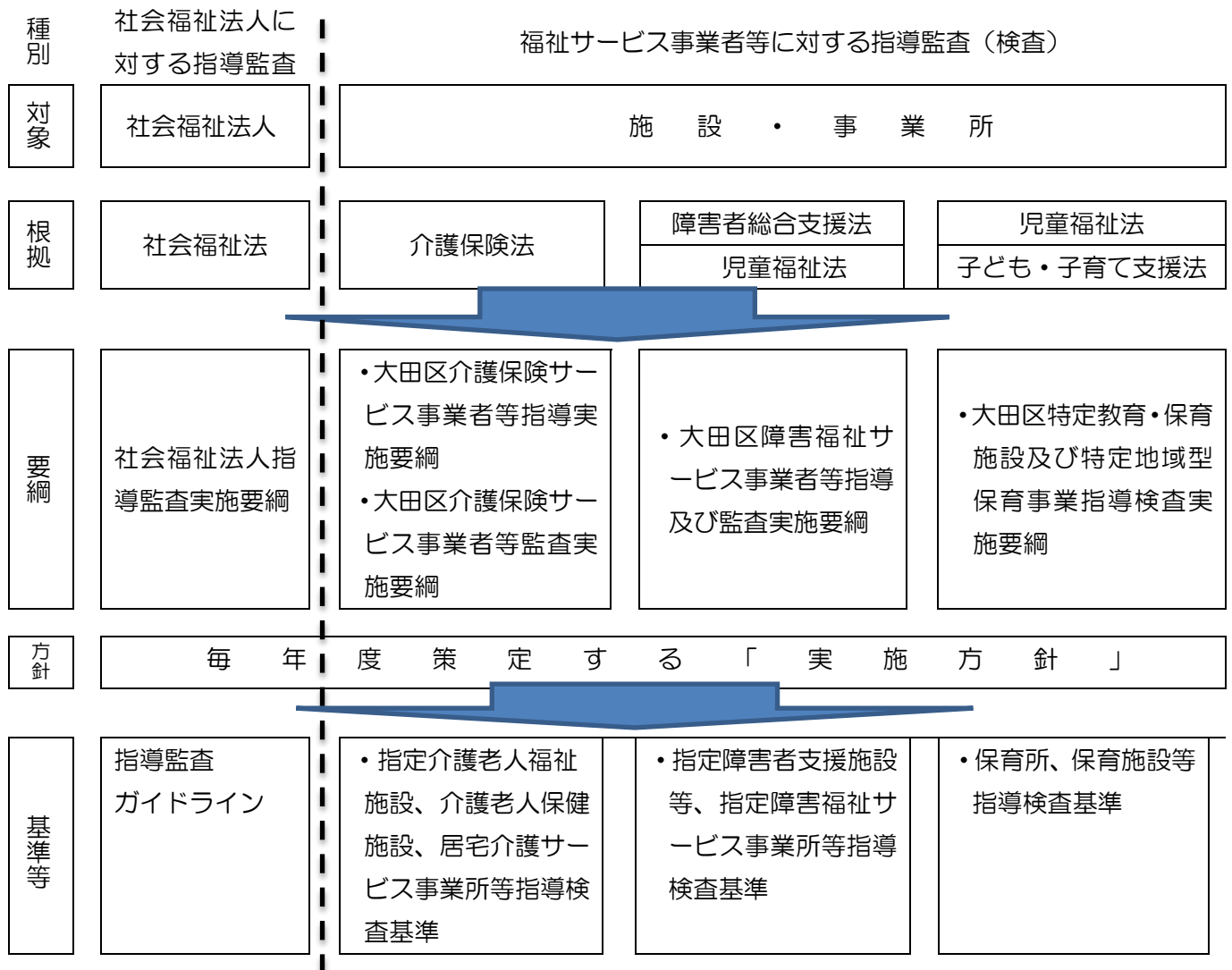
福祉部・こども家庭部

第一章 指導監査（検査）の概要

1 指導監査（検査）の体系

区は、社会福祉法人に対して、指導監査の目的、実施方法等を定めた「社会福祉法人指導監査実施要綱」及びその別紙である「指導監査ガイドライン」に従い、指導監査を実施することとされています。区では、「社会福祉法人指導監査実施要綱」を補足する「大田区社会福祉法人指導監査実施要領」を定めるとともに、各年度の指導監査対象の法人、重点項目等を「実施方針」（P38 参照）として定め、これらに基づき指導監査を実施しています。

また、区における福祉サービスは、社会福祉法人、株式会社、NPO 法人等多様な主体が提供しています。区では、各施設・事業者別に、それぞれの根拠法や、設備運営に関する基準、国や東京都等の通知等に基づき指導監査（検査）を実施しています。



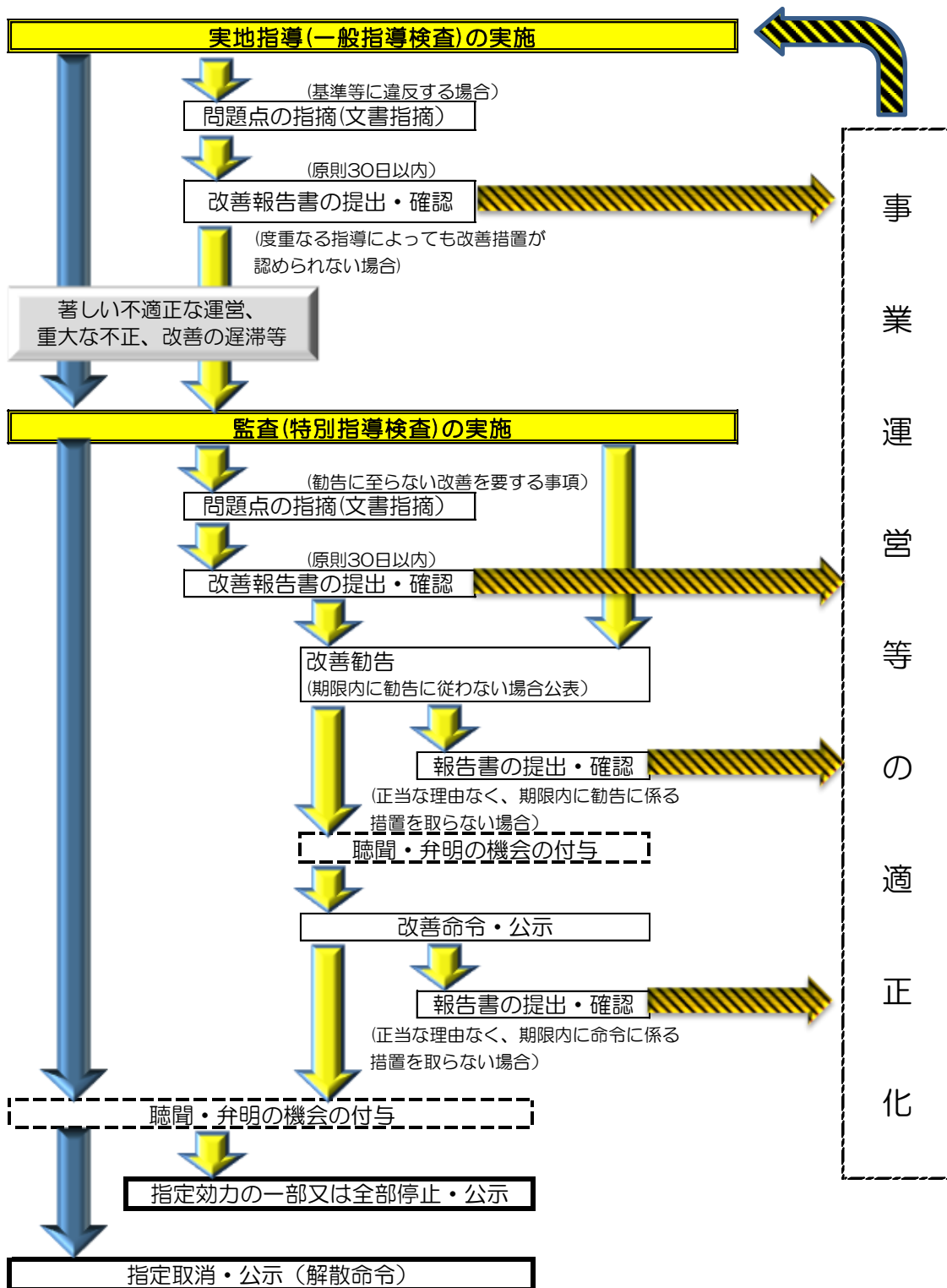
社会福祉法人・福祉サービス事業者等に対する指導監査（検査）を実施方法から分類すると、主に以下のような類型になります。

ア 実地指導（一般指導監査）：法人・施設等の所在地において行う、最も一般的な指導検査。

イ 集団指導（連絡会等）：事業者等を一定の場所に集めて講習会方式等で実施。

ウ 監査（特別指導監査）：法令等の違反や、著しく適性を欠いた運営が疑われる場合や改善が長期にわたって認められない場合に、重点的あるいは継続的に行う指導検査。

2 指導監査（検査）の流れ



(注)・上記の流れは概要を示したもので、根拠法により詳細は異なります。

- ・明らかな不正・違反が認められる場合等には、実地指導を経ずに監査から実施する場合があります。

<保育施設>

平成27年4月、子ども・子育て支援法の施行に伴い「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。この新制度により、保育施設の適正な運営を維持するための指導検査及び勧告・命令、処分の権限が市区町村に付与されました。大田区においても各保育施設の指導検査を平成28年9月から本格的に開始しました。指導検査は、「運営、保育内容、会計等について、児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他の関係法令や条例等に定められた基準により適正に保育所運営が実施されているかを検査し、必要な助言・指導を行うことにより、保育施設の適正な運営及びサービスの質の確保並びに利用者支援の向上を図ること」を目的に実施しています。

また、希望しても認可保育所等に入れない待機児童の解消に向け、保育施設の整備に力を注いできました。平成27年4月に12,880人であった保育定員を令和3年4月には17,980人までに拡大し、待機児童ゼロを達成しました。こうした時期であるからこそ、利用する子どもの健全な発達に資するものとして良質かつ適切な保育が実施されているかを把握し、助言、指導、指摘を行い、保育の質を確保・向上させるために実施する指導検査の担う役割は重要性を増しています。

令和2年度の指導検査では、利用する子どもの安全・安心を第一にした重点検査項目を定めました。

運営関係では、①職員配置基準に定める職員が確保されているか、②労働環境が適切か、③研修等の資質向上のための機会が確保されているか、保育内容の関係では、保育所保育指針に基づいた適切な保育が行われているか、子どもの命を守る安全対策として①乳幼児突然死症候群（SIDS）の予防策として、午睡における安全確認は適切に行われているか、②アレルギー児対策が十分に行われているか、③けが、事故防止対策が十分に行われているか、④児童虐待の対応を行っているか、会計経理では、①計算書類の区分経理の適正性や、②経理等通知等の遵守状況等々を重点項目として保育施設への指導検査を実施しました。

また、新型コロナウイルス感染症対策として、区は、緊急事態宣言発令期間中は、実地検査を取りやめ、代わりに認可保育所、小規模・事業所内保育所に対して職員の賃金等の取扱いに関する書面審査を実施し、不適切な取り扱いが認められた事業者に対して改善を求めました。

令和2年度の集団指導につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、認可保育所、小規模・事業所内保育所向けについて、講習会形式ではなく書面形式にて実施しました。

第二章 指導監査（検査）の結果

4 保育所・保育施設等

(1) 令和2年度実施状況

ア 実地指導

保育所・保育施設等については、全体の23.1%に当たる39施設に対して実地検査を行いました。
(対象施設数は令和2年4月1日現在)

種別	対象施設数 (a)	実地検査数 (b)	うち文書指摘 施設数	実施率 (b/a)
私立認可保育所	137	27	19	19.7%
小規模保育所	25	11	7	44%
事業所内保育所	3	0	0	0%
定期利用保育室	4	1	1	25%
計	169	39	27	23.1%

イ 集団指導

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、大田区ホームページに資料を掲載することにより集団指導を実施しました。

種別	対象施設数	掲載時期	主な内容
私立認可保育所	137	令和2年6月	① 大田区における指導検査を実施するにあたり概要の説明 ② 実地検査における確認内容とその注意点等 ・運営管理・保育内容 ・会計経理
小規模保育所	25	令和2年6月	

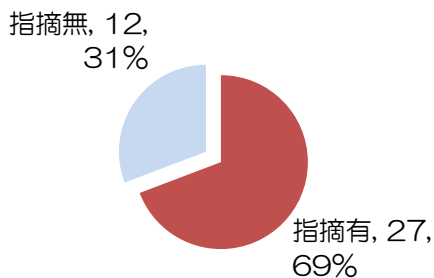
令和3年度に新規開設する認可保育所に対し、集団指導を行いました。

種別	開催日	参加施設数/ 対象施設数	主な内容
----	-----	-----------------	------

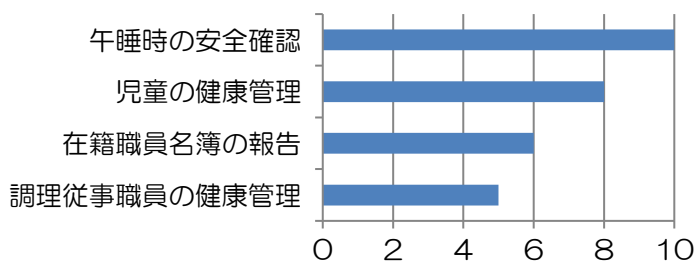
私立認可保育所	令和3年 1月26日 (火)	16/16 100% (38名参加)	① 大田区における指導検査を実施するにあたり概要の説明 ② 実地検査における確認内容とその注意点等 ・運営管理・保育内容 ・会計経理
---------	----------------------	--------------------------	---

(2) 主な指摘事項

文書指摘の有無
(事業所数)



文書指摘内訳
(上位4項目)



指摘の具体事項例	主な改善内容
▶ 午睡時の安全確認・・・ 10 施設 ◆ 乳幼児突然死症候群（SIDS）予防策として、午睡（睡眠）チェックをきめ細やかに行い、必ず一人一人チェックし、その都度チェック内容を記録することとされている。 0 歳児は5分に1回、1～2歳児は 10 分に1回が望ましい間隔であるが、適切にチェック表を記録していない事例があった。 ◆ 午睡時に付き添いはしていたが、寝ている姿勢、顔色、呼吸の確認等一人一人の子どもについて見回りをしていない事例があった。	当該保育施設では、望ましい間隔で一人一人をチェックし、睡眠時のどのような体勢から仰向けに直したか等がわかるように記録することとし、児童が安全な状態で睡眠をとっているかの確認を徹底することとしました。
▶ 児童の健康管理・・・ 8施設	

指摘の具体事項例	主な改善内容
<p>◆ 児童の健康診断は、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断を実施しなければならない。しかし、年度の途中で入所した児童について、入所時健康診断を実施していない事例があった。また、欠席等の理由により定期健康診断を1回しか実施していない事例があった。</p>	<p>当該保育施設では、途中入所や欠席した児童についても、入所時健康診断と、1年に2回の定期健康診断を確実に実施することとしました。</p> <p>全児童が健康診断をもらえなく受けたか確認することとしました。</p>

<p>➤ 在籍職員名簿の報告・・・ 6施設</p>	
<p>◆ 区が保育施設に対して交付する運営費は、保育施設が提出した在籍職員名簿に基づき、常勤・非常勤の人数を確認し、支給額を決定している。しかし、在籍職員名簿に非常勤職員を常勤保育士として報告した、非常勤職員の勤務時間について予定と実績に大幅な差があるため運営費の支給対象外になった等、過大な運営費の支給を受けていた事例があった。</p>	<p>当該保育施設では、在籍職員名簿の記載誤りがないよう事務を見直し、運営費の精算を行いました。</p> <p>誤りを発見した時は、速やかに区に連絡することとしました。</p>
<p>➤ 調理従事者の健康管理・・・ 5施設</p>	
<p>◆ 調理担当者及び調乳担当者について、雇入れ時、配置換え時及び月に1回以上の検便検査を実施し、検査結果を確認した上で調理・調乳業務に従事させなければならないが、検便の検査結果が判明する前に調理・調乳の業務に従事させていた事例があった。</p>	<p>当該保育施設では、施設長の責務として、衛生管理及び食中毒予防の観点から、調理・調乳担当者の検便結果等の職員の健康管理を徹底し、この記録を保管することとしました。</p>
<p>➤ 防災対策の状況・・・ 4施設</p>	
<p>◆ 各保育施設は、避難訓練及び消火訓練の双方を少なくとも毎月1回は行わなければならないが、避難訓練または消火訓練を実施していない月がある事例があった。</p>	<p>当該保育施設では、利用する子どもの安全や生命を守るため、非常災害に平穏かつ迅速に対応するために、避難訓練及び消火訓練を毎月1回以上実施することとしました。</p>

指摘の具体事項例	主な改善内容
<p>➤ 保育士の適正配置・・・ 4施設</p> <p>◆ 早番や遅番の時間帯等利用する子どもの少ない時間帯においても、開所時間中に配置される保育士の数は、2人を下回ってはならないが、常勤保育士1名と無資格の保育従事者1名の配置とする等、基準を下回っている事例があった。</p>	<p>当該保育施設では、保育に支障が出ないように職員の配置体制を築き、保育士等の勤務シフトを見直し、保育士2名等の基準を満たす職員配置を行いました。</p>
<p>➤ 労務管理・・・ 3施設</p> <p>◆ 使用者は、一週間に40時間を超えて労働させてはならない（労働基準法32条）。従って、所定労働時間はこの限度で定める必要がある。また、1か月単位の変形労働時間制（労働基準法32条の2）を採用している場合であっても、変形期間中の週平均労働時間を法定労働時間以内とすることになる。例えば1か月の暦日数が30日の場合、その月の法定労働時間は171.4時間であり、所定労働時間はこの限度で定める必要がある。</p> <p>しかし、週の法定労働時間または、その月の法定労働時間を超えて、保育士等の勤務シフトを作成している月が見受けられる事例があった。</p>	<p>当該保育施設では、今後、労働基準法の法定労働時間を遵守した職員の勤務シフトを作成することとしました。</p> <p>また、今までの誤った処理で、未払いとなってしまった時間外勤務手当について、再確認し追給しました。</p>
<p>➤ 検食の実施・・・3施設</p> <p>◆ 保育施設では、食事提供前に検食を行い、異味、異臭その他の異常が感じられる場合は、直ちに食事の提供を中止するなどの措置を講じなければならない。しかし、離乳食やおやつについて、検食が行われていない事例があった。また、土曜日の食事に関する検食の記録がない事例があった。</p>	<p>当該保育施設では、離乳食やおやつを検食を確実に行うようにしました。また、土曜日の食事については、検食の記録簿に記録をするようにしました。</p>

(3) 好ましい事例

➤ 運営管理

第二章 社会福祉法人・福祉サービス事業者等に対する指導監査（検査）の結果

	<ul style="list-style-type: none">◆ 避難・消火訓練について、朝、午前中、午睡中、午後、夕方など、様々な時間帯・様々な職員体制を想定して訓練を実施していた。
➤ 保育内容	
	<ul style="list-style-type: none">◆ 事故やヒヤリハットの記録について、曜日や時間帯、発生場所などによる分析をし、発生しやすい状況を職員間で共有し、再発防止に活かす取り組みをしていた。
	<ul style="list-style-type: none">◆ 睡眠時のチェックに際し、担当者を明確にするために、記録をつける職員がピブスを着用していた。

